

生徒会規約

第1章 総則

第1条 本会は渋谷区立広尾中学校生徒会と称する。

第2条 本会は渋谷区立広尾中学校生徒全員で組織する。

第3条 本会は会員の自発的行動により自主的に活動し、会員が相互に団結協力して自己の向上を図るとともに、明るく楽しい学校をつくりあげることが目的とする。

第4条 本会には会員各自の意見が反映されなければならない。

第2章 本部役員

第5条 本会には次の役員を置く。会長1名、副会長2名、書記3名

第6条 本部役員の任期は10月より翌年9月までの年間1期制とし、公選によって決められ、再任はこれを妨げず、他の専門委員との兼任はこれを認めない。

第7条 役員の任務は次のとおりである。

- (1) 会長は常時生徒会を総括し、生徒総会及び12条に定めた各委員会を召集できる。
- (2) 副会長は会長を常時補佐し、会長に事故の遭った場合はその代理者となる。
- (3) 書記は生徒会に関する記録を保存する。

第3章 総会

第8条 生徒総会は、次のときに職員会の承認を得て行う。

- (1) 選挙後1回を常会とする。
- (2) 会員の4分の1以上の要求があったとき。
- (3) 職員の要求があったとき。
- (4) 会長が必要と認めたとき。
- (5) 前記(2)、(3)、(4)を臨時会とし、要求があった日から3日以内に中央委員会で3分の2以上の賛成を得たのち1週間以内にこれを行う。

第9条 常会においては次のことを行う。

- (1) 本部役員の紹介、承認とその任命
- (2) 事業報告
- (3) 規約改正

第10条 臨時会において次のことを行う。

中央委員会で必要と認めたこと。

第11条 会議の定足数は会員の3分の2以上とし、その議事は出席会員の多数により決する。

第4章 委員会

第12条 本会には次の委員会を置く。

①中央委員会 ②本部役員会 ③専門委員会 ④特別委員会

第13条 中央委員会は次の組織で行われる。

- (1) 学級代表(学級委員2名)
- (2) 各専門委員会代表(各専門委員長)

(3) 本部役員

第 14 条 中央委員会は総会につぐ決議機関として次のことを行う。

- (1) 生徒総会の企画、運営
- (2) 生徒会諸問題についての審議
- (3) 臨時総会は 8 条(2)、(3)、(4)の規定を準用する。

第 15 条 本部役員会は 5 条に規定する本部役員全員で組織する。

第 16 条 本部役員会は次のことを行う。

- (1) 生徒会長の召集により随時開会する。
- (2) 生徒会の運営を協議するとともに生徒会活動に助言を与える。
- (3) 緊急を要する事項について審議、決定を行う。

第 17 条 専門委員会は次の組織で行われ、2 期制(4 月～9 月、10 月～3 月)とする。

- (1) 学級委員会
- (2) 生活委員会
- (3) 図書広報委員会
- (4) 保健給食委員会
- (5) 整美委員会
- (6) 放送委員会

それぞれの委員会の人数は各学級男女各 1 名とするが、学級の男女比によっては、この限りではない。

第 18 条 専門委員は次のことを行う。

- (1) 学級委員は、各クラスの代表として活動し、クラスをまとめる。
- (2) 生活委員は、生活全般に向上を期するよう活動する。必要に応じて点検活動を行う。また、昼休みのボールの貸し出しの管理を行う。
- (3) 図書広報委員は、学校図書館の管理を行う。
- (4) 保健給食委員は、けが人、病人の看護などの連絡、クラス内の健康管理、保健衛生活動に関する仕事を行う。また、給食用具の管理等給食に関する活動を行う。
- (5) 整美委員は、校内美化の中心となり、清掃点検・清掃用具校具の整備および美化活動などに関する仕事を行う。校内外のボランティア清掃の紹介・推進を行う。
- (6) 放送委員は、校内放送に関する一切の仕事を行う。

第 19 条 学級会は学級全員で組織し、学級共通の問題について協議する。

第 20 条 特別委員会(選挙管理委員会、若木祭実行委員会)は、行事の開催に合わせ適宜選出し、その行事の円滑な運営を行う。

第 5 章 規約改正

第 21 条 規約改正には総会で出席会員の 3 分の 2 以上の賛成を得た後、職員会の承認を必要とする。

附則

この規則は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

生徒会選挙管理規則

第1章 総則

第1条 この規則は生徒会本部役員の選挙について適用する。

第2条 生徒会本部役員の選挙において、会長、副会長、書記の部門ごとに、会長は2年生が、他は1、2年生が立候補する。会長1名、副会長各学年1名、書記2年1名、1年2名を得票順に選出するものとする。

第3条 選挙に関する事務は、選挙管理委員が行う。

- (1) 選挙管理委員は各学級1名をもって組織する。
- (2) 委員の任期は原則として4月から3月までであるが、他の委員会と兼任することができる。
- (3) 委員長は委員の中から互選する。

第2章 選挙権および被選挙権

第4条 広尾中学校に在籍する生徒は、生徒会本部役員の選挙権、被選挙権をもつ。ただし、投票日当日の欠席は棄権とする。

第5条 3年生は生徒会本部役員選挙に際しては、被選挙権をもたない。

第3章 選挙期日

第6条

- (1) 生徒会本部役員の任期満了による選挙は、原則として委員の任期が終わる前30日以内に行う。
- (2) 生徒会本部役員選挙の期日は、少なくとも10日前に公示する。

第4章 投票

第7条 選挙はFormsまたは用紙を用いて投票によって行う。

第8条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の投票をしていないもの。
- (2) 立候補者を選んでいないもの。
- (3) 立候補者の誰を選んだか、確認しかねるもの。
- (4) 投票中第8条に規定する数以上の立候補者を選んだもの。
- (5) 投票用紙の選挙人の氏名を書いたもの。

第5章 本部役員の候補者

第9条 生徒会本部役員の候補者になろうとする者は、この選挙の公示のあった日から立候補締め切り前までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

第10条 選挙管理委員は、生徒会本部役員に立候補する場合は、代替りの委員をたてて候補者となることができる。

第6章 当選者

第11条 生徒会本部役員の各候補については、最高得票者を当選とする。ただし、書記候補の1年生においては1位、2位の得票者を当選とする。

第 12 条 生徒会本部役員の当選者を決めるに当たり、得票数が同じであるときは決選投票を行う。

第 13 条 生徒会本部役員に欠員が生じた場合には、次点者をもって充当する。ただし、借任投票の場合は補欠選挙を行う。

第 7 章 選挙運動

第 14 条 選挙運動は、立候補の届出のあった日から選挙期日の前日までとする。

第 15 条 選挙管理委員会の委員は、在任中は選挙運動をすることができない。

第 16 条 立会演説中使用するポスターおよび選挙運動のための使用ポスターは選挙管理委員会が認めたもの以外は掲示することができない。

第 17 条 生徒会本部役員の選挙において、ポスターの順序、その他ポスターの掲示に関し、必要な事項は、選挙管理委員会が決める。

附則

この規則は平成 21 年 4 月より施行する。